

竹本さん「第1回本人訴訟」開催！

4月15日、大阪地方裁判所第808号法廷において、竹本さんの「第1回本人訴訟」が開催されました。

今回は、冒頭の弁論で主に今後の裁判の進め方について竹本さんと会社側（弁護士）からそれぞれ主張がありました。

竹本さんの裁判は、標題のとおり弁護士の代理人をたてない原告本人による裁判として行われている裁判です。費用や時間をかけずに主に会社側を相手に訴訟を行う「労働審判」を経て裁判所の下した「本訴移行」の判断の結果を受けて行われています。

竹本さんは、不当なボーナスカットで減額された賃金の支払いを求めて争っていますが、会社内で納得できない理不尽な扱いを受けた労働者はこうした「やり方」で会社にモノを申すことが出来、裁判所において会社から受けている行為を第三者からみた判断を下してもらえます。

会社は「非違行為」の数を数えて勝手にボーナスを減額していますが、竹本さんはそうした非違行為や注意指導を受けた事実はないと当日読み上げた「意見陳述書」でも主張しています。裁判の争点は、減額した会社がまずは証拠を示すことから始まります。

職場では主に管理者が社員管理をしているので、仮にそうした事実があるなら会社の「現場の管理者」自らが自分の言葉で法廷で証言すればいいのではないのでしょうか。

竹本さんの第2回（弁論）は、7月15日（火）13：30から大阪地裁808号法廷です。

会社は証拠を示せ！

不当なボーナスカットは許さない！



大阪地裁前にて